

沖データ派遣法違反争議の和解解決にあたって

電機情報ユニオン関東地方本部 執行委員長 東 健郎
沖電気の職場を明るくする会 代 表 真喜志 晃

本日、株式会社沖データ、電機・情報ユニオン、当事者の田村理三者が、沖データの派遣法違反争議の円満解決を図る「確認書」に調印しました。

2011年9月10日、田村氏が沖データとの派遣契約の更新を拒絶されました。2003年4月以来3ヶ月毎の更新を繰り返し、「正社員になれる」期待を持ちながら8年5ヶ月もの間、派遣労働者として働き続けた夢が、一瞬にして打ち砕かれたのです。田村氏は周りの期待を受けてプリンターの評価業務（製品化するために諸機能が正常に動作するか評価する業務）を続けてきました。田村氏は「政令26業務」という特定の仕事に限って派遣労働が認められる派遣でありましたが、沖データは評価業務に必要な仕事全般を田村氏に任せ、その中には、派遣社員、関連企業の社員、正社員などへの教育や製品開発プロジェクトのマネージメント業務も含まれ、派遣社員としての業務を越えている状態でした。

2009年9月、田村氏は派遣元に対して仕事の内容や指揮命令系統が「就業条件明示書」と違っていているとして苦情処理を申し出ましたが、一向に改善されず、この頃は所定労働時間を年間で1000時間を越える状況で、100時間を越える月もありました。

その後沖データでは、職場でリストラ・人員削減が進められ、田村氏にも契約打ち切りが通告されました。こうした会社の攻撃に対して闘っている「沖電気の職場を明るくする会」（略称OAK）のピラを受け取った田村氏は、その励ましを受け沖データでの雇用を申し入れましたが実現しませんでした。

田村氏はOAKに相談して初めて自分が派遣法に違反して働かされていたことを知り、群馬労働局（局長 谷川隆一）へ申告しました。申告を受け付けた労働局は現地調査などをすすめ、2012年2月17日に沖データの派遣法違反を認め、是正指導を行なったうえで直接雇用の推奨も行ないました。違反の内容は田村氏の申告をほぼ認めたもので、田村氏に対して「政令26業務」に関係のない一般業務をさせていたとして、40条-2違反を認定し、「派遣管理台帳」の不備や「指揮命令者」が守られていなかったことなどを含めて文書により指導しました。

電機・情報ユニオンは田村氏の訴えを聞き、会社に対して派遣法違反の是正と田村氏の直接雇用を求めて団体交渉を重ねてきました。ユニオンとOAKは力を合わせ、田村氏の直接雇用を求める様々な宣伝、支援の輪を広げて来ました。「支援集会」は100人の参加者で成功し、高崎市や群馬県への要請行動、東京新聞や読売新聞による報道など社会的な広がりを作り出してきました。

沖グループとしての「CSR」（企業の社会的責任）ならびに「コンプライアンス」（法令遵守）を求めて、沖電気本社前での宣伝行動、株主総会での質問が行なわれました。株主総会においては、沖データと沖電気の社長が派遣法違反の事実を認め、「遺憾に思う。団体交渉の場で誠実に対応していく」との回答があり、解決に向けた話し合いが行なわれてきました。

その結果、沖データが派遣法違反の事実を認め改善処置を取り、田村氏に謝罪すると同時に、田村氏の将来を配慮した内容を盛り込んだ「確認書」によりこの争議を円満に終結することを三者間で合意しました。田村氏の直接雇用の要求は、担当していた仕事が中国に移管されるという理由から取り下げ、新たな道に進むことを選択しました。

この間、多くの方々のご支援に支えられて、ここまで闘い続けることが出来ました。心から感謝申し上げます。

以上